

会社は職場での組合活動への 介入を直ちに止めよ！

9月5日、東海鉄道事業本部の各職場において一斉に会社施設内の秩序についての内容の会社掲示が一斉に張り出された。その内容は、就業規則第22条を前面に出し、「会社が許可した場合のほか会社施設内のビラ配布などの行為をしてはならない」というものである。このことは職場内での正当な組合活動への介入であり不当労働行為である。絶対に認めることは出来ない。

会社施設内における時間外での ビラ配りは正当な組合活動だ！

平成19年5月大阪府労働委員会は、JR東海労新幹線関西地本・大阪第三車両所分会の仲間が職場内で行った時間外のビラ配行動は、正当な組合活動であること、これに対する会社の介入は不当労働行為であることを認める画期的な救済命令を出した。今回の会社の掲示は、労働委員会命令に反する傲慢な姿勢と東海労のあたりまえの組合活動への不当な介入であり社会的に絶対に許されることではない。

会社の不当労働行為を許さず、 職場から秋の闘いを強化しよう！